

事 務 連 絡
令和元年6月12日

各都道府県障害福祉関係部局 御中

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
障 害 福 祉 課
精神・障害保健課

自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児
通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について

日頃より、障害保健福祉制度の適切な運営にご尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団（以下「機構等」という。）における年金関係の情報連携（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第19条第7号又は第8号の規定による特定個人情報の提供の求め及び提供をいう。以下同じ。）については、「日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた対応について（その2）」（令和元年6月10日付け内閣府番号制度担当室及び総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡）（別添1）のとおり、令和元年6月改版後のデータ標準レイアウトに基づく情報連携の運用開始日（以下「運用開始日」という。）から、地方公共団体等から機構等への情報照会の試行運用が可能となった旨の連絡があったところです。

先般、機構等への情報照会事務の試行運用の実施に向けた準備等に活用いただくため、「自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等について（案）」（平成31年3月29日付け事務連絡）において、「自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等」（以下「情報照会マニュアル」という。）及び計算ツールの案をお送りしておりましたが、今般、機構等への情報照会事務の試行運用を実施する際にご活用いただく、情報照会マニュアル（別添7）及び計算ツール（別添8）を令和元年6月版としてまとめましたので、各都道府県におかれましては、管内市区町村に周知いただくとともに、機構等への情報照会事務が円滑に実施されるよう、実施状況の把握、助言等の支援をお願いいたします。

なお、平成31年3月時点からの情報照会マニュアルの主な変更点及び添付資料の一覧は下記のとおりです。

あわせて、機構等より提供されている「年金関係情報提供マニュアル（別添2～別添6）」についても送付しますので、ご活用いただきますようお願いいたします。

記

1. 情報照会マニュアルの主な変更点

支給額情報の確認対象期間を「前年の1月分～12月分」から「前々年の12月分～前年の11月分」に変更。

2. 添付資料一覧

(別添1) 日本年金機構、国家公務員共済組合連合会、地方公務員共済組合又は全国市町村職員共済組合連合会及び日本私立学校振興・共済事業団における年金関係の情報連携開始に向けた対応について(その2)(令和元年6月10日付け内閣府番号制度担当室及び総務省大臣官房個人番号企画室事務連絡)

(別添2-1) 日本年金機構が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添2-2) 【年金機構】主な変更点について

(別添3) 国家公務員共済組合連合会が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添4) 地方公務員共済組合が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添5) 日本私立学校振興・共済事業団が情報提供を行う年金関係情報の取扱いについての留意事項

(別添6) 日本年金機構等が提供する年金関係情報の見方(簡易版)

(別添7) 自立支援医療費・療養介護医療費・基準該当療養介護医療費・障害児入所医療費及び肢体不自由児通所医療費関係事務における年金関係情報の取扱いについての留意事項等

(別添8) 計算ツール